

新旧対照表

第 8 次 改 訂 版	根拠条文等・考え方	改 訂 案	根拠条文等・考え方
<p>1～4 (略)</p> <p>5 警報装置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ガス漏れ表示灯 ガス漏れ表示灯は、規則第24条の2の3第1項第4号ロの規定によるとともに、表示灯は黄色とし、設置は(1)イ(イ)及び(ウ)を準用するほか次によること。 なお、食品売場等(区画された室がない場合)で、ガス燃焼機器が点在する場合は、各検知器付近にガス漏れ表示灯を設置する必要はない。 ア～イ (略)</p> <p>(3) 検知区域警報装置 検知区域(1の検知器が有効にガス漏れを検知することができる区域をいう。)警報装置の設置は、規則第24条の2の3第1項第4号ハの規定及び(1)イ(ア)から(ウ)までを準用するほか次によること。◆</p> <p>(以下、省略)</p>		<p>1～4 (現行に同じ。)</p> <p>5 警報装置</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) ガス漏れ表示灯 ガス漏れ表示灯は、規則第24条の2の3第1項第4号ロの規定によるとともに、表示灯は黄色とし、設置は前(1)イ(イ)及び(ウ)を準用するほか次によること。 なお、食品売場等(区画された室がない場合)で、ガス燃焼機器が点在する場合は、各検知器付近にガス漏れ表示灯を設置する必要はない。 ア～イ (現行に同じ。)</p> <p>(3) 検知区域警報装置 検知区域(1の検知器が有効にガス漏れを検知することができる区域をいう。)警報装置の設置は、規則第24条の2の3第1項第4号ハの規定及び5(1)イ(ア)から(ウ)までを準用するほか次によること。◆</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>脱字修正</p> <p>脱字修正</p>